

平成 30 年 7 月 6 日

保 護 者 様

大阪市立堀江中学校
校 長 山本 裕康

河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が 発令された場合の措置について

大阪市教育委員会の指示により、これまでの暴風警報・特別警報の臨時休業措置に加え、表題についての措置を追加いたします。

堀江中学校は、西区を行政区としていますが、校区内の浪速区幸町が「大和川の避難勧告対象区域（3時間以上で 50cm 浸水する区域）」に該当しているため、下記のとおり対応をとらせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願い申しあげます。

記

●午前 7 時の時点で、浪速区に河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令されている場合、臨時休業とします。

●登校後に、浪速区に河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合

- ・原則として、保護者の方にお迎えに来ていただきたいと思います。
- ・保護者のお迎えが来られない場合は、状況により（約 1 時間をめどに）、教員引率のもと、下記のグループに分かれて集団下校をさせます。但し、自宅の鍵を持っている生徒のみです。
- その他、事情がある場合は、学校で待機させます。

- A グループ : 西高校前道路沿いおよびその近郊～千代崎方面
B グループ : 新なにわ筋沿いおよびその近郊
C グループ : 堀江中学校道路沿いおよびその近郊
D グループ : なにわ筋沿いおよびその近郊
E グループ : 幸町地域
F グループ : 校区外

※F グループのみ保護者の方がお越しいただくまで学校に待機させます。

●登校後に、浪速区に河川洪水等による「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令された場合

- ・安全を確保し、校内で待機・避難させます。